

なぜ皇位は男系で 継承されなければ ならないか

A & Q

— 徹底解決

疑問に答える 15 の Answer —



神武天皇御陵に御即位を報告された天皇陛下（令和元年11月27日）【時事】

皇室の伝統を守る国民の会（会長・三好達元最高裁長官）

Q1

このままでは皇室が存続の危機を迎えると聞きました。どういうことですか。

A

将来、男子皇族は悠仁親王殿下だけしかおられなくなる可能性があります。

皇室典範は、第1条で「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と定めています。現在、皇位継承が可能な男子皇族は、秋篠宮皇嗣殿下、その御子である悠仁親王殿下、天皇陛下の御叔父である常陸宮正仁親王殿下のお三方しかおられません。したがって将来、悠仁親王殿下が皇位を継承される際には、おそらくは、男子皇族としては唯お1人、悠仁親王殿下だけしかおられず、同殿下が皇位を継承して天皇に即位されれば、男子皇族は1人もおられないことになるおそれがあります。

Q2

天皇の地位は男系で継承されてきているとのことですが、それはどういうことを意味するのですか。

A

天皇の地位が男系（父方系）で継承されてきていることは、すべての天皇は、父方をさかのぼれば例外なく第1代神武天皇につながることを意味します。

今上天皇は126代目ですが、どの天皇も父方をさかのぼると必ず第1代の神武天皇につながるのです。これが男系（父方系）継承です。神武天皇より今上陛下に至るまで126代の間、皇位は一度の例外もなくすべて男系（父方系）で継承されてきました。このことを「万世一系」とよびます。過去には近い血筋に皇位を継承すべき方がおられないという危機が何度かありましたが、その場合には、たとえ血筋が遠くとも父方の血筋につながる方を皇位継承者として選び、男系（父方系）による皇位継承を厳守してきました。

Q3

憲法2条の「世襲」規定の解釈は、どう理解すればよいのですか。

A

憲法2条の世襲規定は、男系（父方系）継承の伝統を踏まえていると解釈すべきです。

憲法第2条は「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と、「皇位の世襲」を規定しています。そして皇室典範第1条では「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と皇位の男系（父方系）継承を定めています。126代にわたる皇室の伝統を踏まえて、皇室典範によって皇位の男系（父方系）継承を明確にしているのです。憲法第2条の「世襲」規定は、男系（父方系）継承の伝統の重みを踏まえた解釈とすべきです。実際それが現憲法の制定議会以来の政府による国会での答弁でもあります。

Q4

女性天皇という言葉を目にしますが、女性天皇とはどのような存在ですか。

A

女性皇族が皇位につけば女性天皇となりますが、現在は認められていません。

女性天皇とは、いうまでもなく女性皇族が天皇の地位に就くことを意味します。もし、天皇陛下の御子である愛子内親王殿下、秋篠宮皇嗣殿下の御子である眞子内親王殿下や佳子内親王殿下が皇位を継がれたとすれば、女性天皇となります。女性天皇自体は過去の歴史にもありましたが、現在の皇室典範は、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」（第1条）と定めており、女性天皇を認めていません。

Q5

かつては女性天皇も存在したことがあると聞きましたが、本当ですか。

A

過去の女性天皇は男系男子が皇位を継承するまで天皇の役割を果たされました。

過去のわが国には、確かに女性天皇が8方おられました。これらの女性天皇は、皇位を継ぐ男系男子がない場合などに皇位に就かれ、男系男子の皇位継承者までの間、天皇の役割を果たされました。これらの女性天皇は、すべて未亡人が生涯独身を通された方であり、女性天皇が結婚してその御子が皇位を継承されるようなことはありませんでした。このように、男系（父方系）によって継承されてきたわが国の皇位継承の伝統は今日までゆるぎなく守られてきているのです。

Q6

女系天皇という言葉も聞くことがありますが、女性天皇とはどう違うのですか。

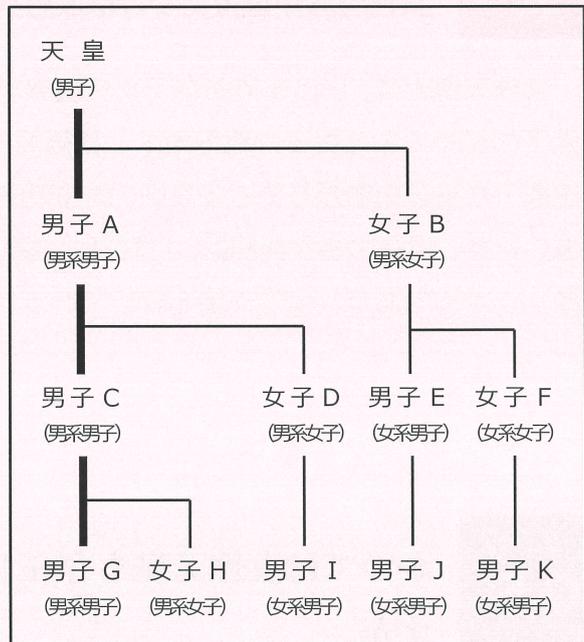
A

父方をさかのぼれば神武天皇につながる血筋を「皇統」と言います。女性天皇は、女性であっても、この皇統につながる天皇ですが、女系（母方系）天皇は、この皇統につながらず、それ以後、皇位の継承は皇統ではない別な血筋に移ってしまいます。

過去の女性天皇は、すべて父方で皇統につながる男系（父方系）の天皇でした。現在論議されている女性天皇の場合も、例えば愛子内親王殿下、眞子内親王殿下や佳子内親王殿下であれば、男系（父方系）の女性天皇となります。しかし、女性天皇が皇族以外の男子と結婚しておられるか、または将来皇族以外の男子と結婚されれば、出生する御子は女系（母方系）皇族になります。その方が皇位を継承した場合には、男女を問わず女系（母方系）天皇ということになり、父方をさかのぼったとき神武天皇以来の皇統につながらず、それ以降、皇位の継承は、皇統とは別の血筋に移ってしまうこととなります。

この図の女子Bや女子Dや女子Hが皇位を継承した場合は、女性天皇ですが、その女性天皇の御子であるE、F、I、J、Kが皇位を継承した場合は、男女を問わず、女系（母方系）天皇になります。父方をさかのぼったとき第1代神武天皇につながらないからです。

このように、女子が皇位を継承した場合は、将来、その御子である女系（母方系）の男子又は女子が皇位を継承して女系（母方系）天皇となるおそれが多大です。したがって、男系（父方系）男子を皇位の継承者とすることによって男系（父方系）を維持してきたのです。



Q7

「女性宮家」の創設が必要という話がありますが、「女性宮家」とは何ですか。

A

「女性宮家」は女性皇族を当主として新たな宮家を創設することですが、これまで、すべての宮家は、皇位継承権を持つ男子皇族を当主として創設されてきました。

本来、「〇〇」宮とは、皇位継承権を持っておられる男子皇族の「称号」であり、「宮家」は皇位継承権を持つ男子皇族およびその家族を指します。これに対して、「女性宮家」制度を設けようとする考えは、女性皇族が皇族以外の男子との結婚後も皇族の身分を失わず、その女性皇族を当主とする新たな宮家を創設する制度を設けようとするもので、この制度のもとでは、夫である男子及びその間に生まれた御子をも宮家に属する者として皇族の身分を取得する制度となる可能性があります。

なお、皇族の方の数が減少していることから、皇族のご公務を分担していただくために、「女性宮家」制度を設けることが必要であるとの主張もあるようですが、そもそも宮家というものは、万が一天皇の直系子孫に皇位継承者が存在しない事態となったときに備えて、皇位の安定的継承を図るため、皇位継承権を持つ男子皇族を当主として創設されてきたものであり、「女性宮家」制度を設けようという主張は、宮家制度を設けた本来の趣旨と相容れないものです。

Q8 「女性宮家」は過去にも存在したのではないですか。

A 過去には「女性宮家」は存在しません。

「宮家」を近縁の女性皇族が一時的に預かったという事例はあります。例えば、江戸時代の桂宮家の場合、継承者となるべき適当な皇子がなく、当主不在が30年近く続いたため、前当主の姉である桂宮淑子内親王殿下が当主に迎えられました。しかし生涯独身を通された淑子内親王殿下には御子はなく、淑子内親王殿下の薨去とともに桂宮家は断絶しました。したがって、このことは、皇族以外の男性と婚姻した女子皇族を当主として「女性宮家」を創設する制度の先例とはなりません。

Q9 男女平等なのだから、女性天皇を認めないのはおかしいのではないですか。

A 女性天皇を認めないのは、女性差別ではなく、神武天皇以来の皇統を守るためです。

現憲法が法の下での平等の例外として天皇条項を設け、皇位の世襲を規定している以上、皇位継承をこれまでの伝統を踏まえて男系男子に限ることは憲法の理念に違反しません。しかも皇室典範は、皇族以外の女子が皇族になることを排除していません。皇族以外の女子は婚姻によって皇族となることができます。皇室典範が禁じているのは、皇族以外の男子が女子皇族との結婚によって皇族となることです。その理由は、皇統に属さない男子が皇族になることにより、神武天皇以来続く皇統が途絶え、皇位の継承が他の血筋に移ってしまうような事態を招かないためです。

Q12

男系継承では皇位継承の安定的維持が危ういのではないですか。

A

男系（父方系）による皇位の安定的維持のため、様々な知恵を絞るべきです。

わが国が126代にわたって男系（父方系）による皇位の継承を維持してきた過程では、何度も皇位継承の危機があり、その時々先人が知恵を絞って乗り越えてきました。数学者の藤原正彦氏は「そこまでして万世一系にこだわってきたからこそ、天皇の正統性が保たれ、……世界から一目置かれ、王や大統領とは別格の存在と見なされているのです」と指摘しています。

私たちも、男系（父方系）による皇位継承の安定的維持をはかる方策のために様々な知恵を絞るべきではないでしょうか。

Q13

世論調査では女性天皇・女系天皇支持が高いのだから、国民の声に沿って皇位継承方法を考えていくべきではないですか。

A

世界からも評価されている126代にわたる男系（父方系）継承の伝統を現時点の世論調査に表れている声だけで覆すべきではありません。

第1代神武天皇以来、126代目の今上陛下にいたるまで、皇位は一貫して男系（父方系）によって継承されてきました。そしてそのことは世界からも評価されています。例えば駐日サンマリノ大使マンリオ・カデロ氏は「日本の天皇陛下は神話の時代から続いている“スピリチュアル・シンボル（神秘的象徴）”です。そのイメージは日本人よりも外国人に強く伝わっています。現在、世界で君主を戴く国は27カ国あります。もちろんその中で日本の皇室が一番古くリーダー的な存在です。他国の王室も、皇室には一目置いています。」と述べています。

こうした皇室の長い伝統を現時点で表れた世論調査の結果だけで判断してもよいのでしょうか。

一旦神武天皇以来の皇統を途絶えさせてしまえば、再びこれを復活させることは絶対に不可能であることにも、十分に留意しなければなりません。

Q14

男子皇族を増やすために旧皇族の子孫に皇族になってもらう方法があると聞きましたが、どういうことですか。

A

旧宮家の男系（父方系）男子孫の中のふさわしい方が新たに皇族になることができるよう法整備をはかることです。

過去の皇位の継承が危機に陥ったケースでは、遠い傍系の男子皇族が迎えられて皇位を継承することで、男系（父方系）による皇位継承の伝統が守られてきました。この傍系の男子皇族にあたるのが、現在では昭和22年10月14日に皇籍離脱した11宮家の男系（父方系）男子孫です。今日、皇室の男子皇族が著しく減少している以上、戦後、一般国民となられた旧皇族の男系（父方系）男子孫の中からふさわしい方に、あらためて皇族となつていただくことを可能とするよう法的整備をはかることは極めて重要です。

Q15

旧皇族の方は、70年も前に一般国民となつたのではないですか。

A

現在の皇室と近い親族として交流しておられます。

皇族としての身分を取得した方がそのまますぐに天皇の地位を継承するというのであれば国民に戸惑いが生ずることは考えられます。しかし、皇位継承順位が悠仁親王殿下まで決まっているのですから、当面その方々が皇位を継承される可能性はありません。皇族としての身分を取得していただくのは、現時点においても男子皇族が少なく、また、悠仁親王殿下が皇位を継承して天皇に即位されたときには、男子皇族は1人もおられなくなるおそれがあることに備えてです。そしてさらに言えば、万々が一にも、皇位継承者がおられなくなるという事態を招かないためです。

旧皇族の方々は、現在の皇室と近い血縁関係にあります。こうした方々に、皇室の一員として悠仁親王殿下を支えていただきながら、皇族としての経験を重ねていただければ、自然に国民からも受け入れられるのではないのでしょうか。

皇室の伝統を守る国民の会

「皇室の伝統を守る国民の会」（会長・三好達元最高裁長官）は、平成18年以來の「伝統に基づく皇位継承制度」の堅持を求める諸活動への取り組みを踏まえ、平成24年5月30日、各界各層の有識者500名の賛同により設立されました。男系による万世一系の皇位継承の伝統を踏まえた盤石なる皇室制度が確立されることを目指し、国民に広く啓発活動を推進しています。

〔〒102-0093 東京都千代田区平河町1-2-2 朝日ビル4階 TEL03-5213-4318 FAX03-5212-7201〕